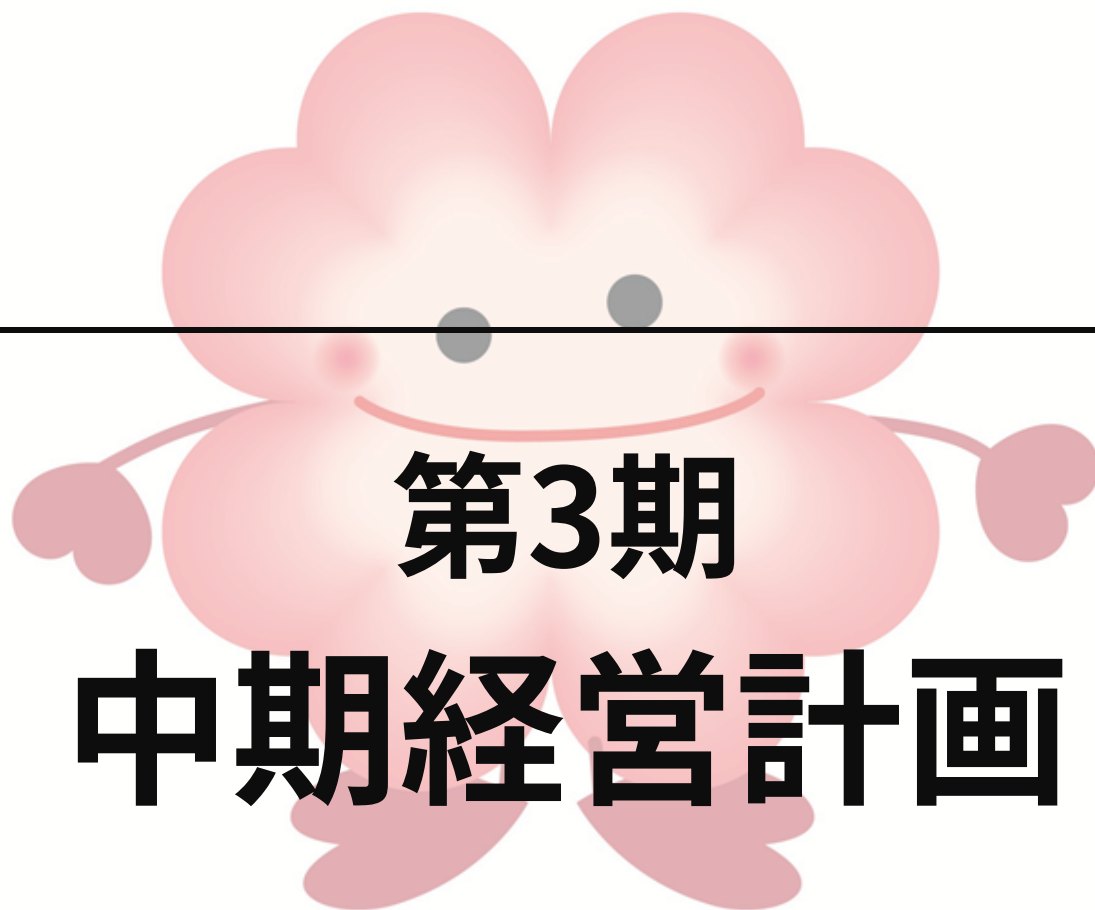

ともに生きる豊かな地域社会「あさか」の実現



社会福祉法人
朝霞市社会福祉協議会

令和8年度～令和12年度

はじめに

～中期経営計画の策定にあたって～

社会福祉法人
朝霞市社会福祉協議会
会長 松尾 哲



朝霞市社会福祉協議会は、昭和26年3月に任意団体として発足し、昭和42年3月の法人化以来、朝霞市の地域福祉を推進する中核的な組織として、地域住民や関係機関の皆さまと手を携え歩んでまいりました。令和9年には法人化60周年という大きな節目を迎えようとしております。

その間、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境は複雑かつ多様に変化し、地域共生社会の実現に向けて、本会に求められる役割と期待はかつてないほど高まっています。

地域共生社会は、単なる福祉政策の枠組みを超え、「地域の未来をどうデザインするか」という社会づくりの理念そのものです。「助ける側・助けられる側」という従来の枠組みを取り払い、誰もが役割を持ち支え合える社会をいかに実現するか、その中心を担うのがまさしく社会福祉協議会です。

一方、多様な主体が地域福祉に参画する今日において、本会の存在意義（アイデンティティ）が改めて問われています。その答えは、本会の歴史が証明しているとおり、「住民主体」という一言に尽きます。私たちは常に住民目線で、住民とともに歩んでまいりました。

今後もこの原点を忘れることなく、多様な機関との連携・協働を促すプラットフォーム機能としての役割を果たしていくことが不可欠です。

このような認識のもと、持続可能な経営体制を確立し、複雑化する地域課題に対応できる組織基盤を構築するため、「第3期中期経営計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、住民から真に信頼され、必要とされる組織であるために、職員一人ひとりが現状を厳密に分析し、経営意識を持って課題解決に取り組むことを念頭に置きました。

本計画では使命や経営理念を再定義するとともに、環境分析に基づいた3つの重点目標を掲げ、本会の進むべき方向性を示しています。

本計画が、令和8年度から始動する「第5期朝霞市地域福祉活動計画」を力強く下支えるものとなるよう、役職員一丸となって本会の使命である「ともに生きる豊かな地域社会『あさか』の実現」を推し進めてまいります。

令和8年3月

目次

はじめに ～中期経営計画の策定にあたって～

第1章.	計画策定の背景	1
第2章.	第2期発展・強化計画の振り返り	2
第3章.	計画の概要	4
第1節	地域福祉活動計画との関係	4
第2節	計画期間	4
第3節	使命・経営理念・運営方針	5
第4章.	計画の内容	8
第1節	重点目標・重点項目	8
第2節	重点項目の取り組み	9
第5章.	進行管理	15
第6章.	資料	16
第1節	数値で見る朝霞社協	16
第2節	策定のあゆみ	20
	社会福祉協議会基本要項2025	23
	参考文献	37

第1章 | 計画策定の背景

全国的に組織される社会福祉協議会（以下「社協」という。）には、社協の活動・事業・組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針として、社協基本要項が存在します。これまで1962年（昭和37年）に基本要項、1992年（平成4年）に新・基本要項として策定されました。

この間、我が国の社会・経済は大きく変化するとともに、社会保障、社会福祉の諸制度改革が行われました。また、市区町村社協を取り巻く環境も大きく変化し、特に近年の地域福祉の政策化・施策化により、社協以外のさまざまな主体が地域福祉の領域に参入してきています。そのような中、社協は他の多様な主体と連携・協働し、地域福祉推進の中核的な役割を果たせるか真価が問われています。

こうした状況を踏まえ、市町村社協法制化40周年を契機とし、全国社会福祉協議会の地域福祉推進委員会では全国の社協職員からの意見を積み上げ、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据えながら、これから目指すべき社協の姿を検討し「社会福祉協議会基本要項2025」として改定を行いました。

基本要項2025では、各社協がそれぞれの地域において、その使命を果たし続けるためには、これからの組織の進むべき方向性を役職員が十分協議し、組織強化を推進する必要があることを示しています。そのため、社協は、自らの経営理念、将来ビジョンを定め、「中期経営計画」の策定等に取り組む必要があります。

朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）においても、第2期発展・強化計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の満了を契機に環境分析を行い、『強み』『弱み』『課題』を抽出することにより、今後本会が進める具体的な方策を見定め、ここに中期経営計画を策定する運びとなりました。

社協の使命や経営理念、運営方針、重点目標を明確にし、可視化することで、全役職員が計画内容を共有し、一丸となって取り組むことを目的とします。

なぜ計画を作るの？



■ 中期経営計画とは？

中期経営計画とは、市区町村社協が「地域福祉を推進する中核的な団体」としての使命や経営理念、基本方針等を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取り組みを明示した、3～5年程度を期間とする行動計画となっており本会では5年を計画期間として設定しています。

■ 発展・強化計画から中期経営計画へ

市区町村社協が経営環境の変化を先取りして、地域の中で、主導的に経営環境の変化に適合していくためにも、中長期的な視点をもった経営計画の策定が必須となります。

より具体的な戦略を持った経営の実現を各市区町村社協が目指すため、従来の「社協発展・強化計画」から「中期経営計画」へと名称変更を行いました。

第2章 | 第2期発展・強化計画の振り返り

本会では、令和3年度から5年間にわたり「第2期発展・強化計画」（以下、「第2期計画」という。）に基づき、「組織体制の強化」「人材育成と専門性の向上」「財政基盤の強化」の3部会を中心に、取り組みを進めてきました。以下に、第2期計画全体の総評として、取り組み状況、成果、課題を整理しました。

◇施策の進捗

各部会の取り組みにより、施策の進捗においては一定の成果が確認されました。

まず、運営体制の強化では、事務事業評価の運用基準を見直し、各部署における事業の振り返りが定着したことに加え、担当課だけでは解決できない課題については、法人全体の課題として課所長が次年度方針を示したことで、組織的な対応が進みました。また、BCP（事業継続計画）の策定と、それに基づいた研修・訓練の実施により、非常時の対応力向上と職員間の意識醸成が図られました。今後は、訓練や研修の継続的な実施と計画内容の見直しを通じて、さらなる体制強化が求められます。

事務事業の強化においては、社内グループウェアの利用促進やPC保存データのクラウド化により、業務マニュアルの定期的な見直しや職員間の情報共有が容易になりました。

相談体制については、住民への周知・PRを徹底し、今後は住民からの相談を適切な部署へつなげるため、職員一人ひとりが各部署の業務内容を把握する必要があります。

PR力の強化では、SNS投稿件数の目標設定と報告の定着により、情報発信に対する職員の意識が高まりました。他市町村社協のメディアリンクを作成し、情報発信の参考資料として活用できる環境を整備したほか、広報紙の配架先を拡充することで、情報提供の機会を広げました。

人材育成の面では、人材育成指針の策定と各種研修の実施により、育成体制の基盤が整いました。今後は、人材育成だけでなく、人材の確保や定着支援体制などの見直しが求められ、採用方法と連動した一体的な取り組みが必要となります。

財政基盤の強化では、経費の有効活用の取り組みについて、経費削減マニュアルの見直しを行うとともに、各施設の電気やガスなどの使用量を全職員が確認できる経費削減の「見える化」を行い、職員の経費削減意識の醸成に取り組みました。

財源確保の取り組みでは、発展・強化計画に関する職員研修にて本会の現状について理解を深めるとともに、企業への働きかけ等を行った一方で、新たな手法の取り組みについては検討を重ねましたが、具体的な施策の実施には至りませんでした。

◇進行管理

第2期計画は、推進委員会を中心に「組織」「人材」「財政」の3つの重点項目に対して各部会を設置し、計画の推進を行いました。各施策の推進評価については、第1期発展・強化計画同様に毎年度実施し、第2期計画からは行動内容ごとに課所長による評価を行うことで、今後の課題が明確になりました。

一方で、年度が変わると異動により委員の配置が変わり、各課に推進委員が所属しなくなることや、部会で検討した内容や提案を実行する際の権限や道筋が不明瞭であったこと、また、計画の年度ごとの推進評価を行う際には、次年度の取り組みや方針について課所長の合意形成を図ることが難しいなどの課題が生じました。推進委員の定数化や、課所長による全体的な管理体制を強化するなど、継続性と実効性を担保する体制の見直しが求められます。

◇職員の取り組み

各部会から部署や職員への実施事項（事務事業評価、私の目標設定シート、経費削減チェックリスト等）については、取り組むことができました。

一方で、地域福祉活動計画と異なり、各部署で計画に関わることへの困難さが見られました。次の計画では、推進委員中心の構図から脱却し、職員全体が考え、参加できる機会の創出が重要となります。

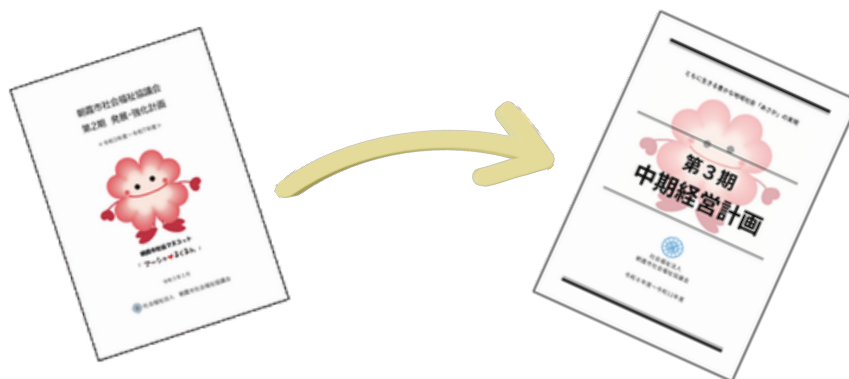
◇使命・経営理念との結びつき

推進委員会や各部会においては施策を推進することが目的となり、使命・経営理念を意識することが希薄となる傾向が見られました。施策と理念の結びつきが感じられないという意見もあり、内部研修などで理念に触れる機会を増やすなど、日常業務への浸透を図る仕組みが求められます。

◇総括と次期計画への展望

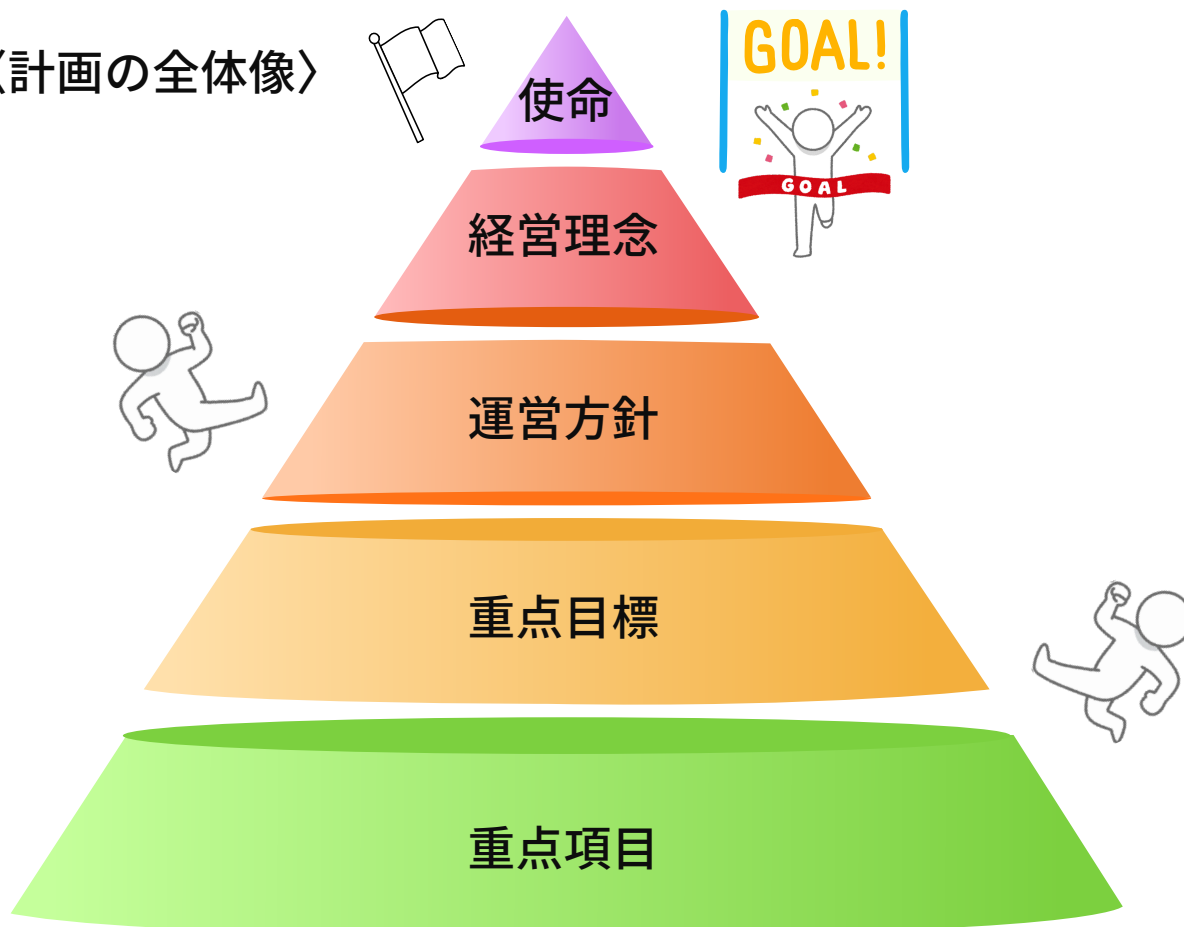
総じて、第2期計画は、各部会の取り組みにより一定の成果を収めることができましたが、計画の全体像や目的の共有、職員の主体的な関与、進行管理の仕組み、理念との連動などに課題が残りました。

これらの成果と課題を踏まえ、「第3期中期経営計画」では、より実効性と柔軟性を備えた取り組みを目指すとともに、職員一人ひとりが参画しやすい体制づくりを進めていきます。



第3節 使命・経営理念・運営方針

〈計画の全体像〉



市区町村社協が具体的な戦略をもって経営に取り組むための方向性を示した、市区町村社協経営指針（第2次改定版）を参考に、本会の「使命」「経営理念」「運営方針」を定めます。

使命

ともに生きる豊かな地域社会『あさか』の実現

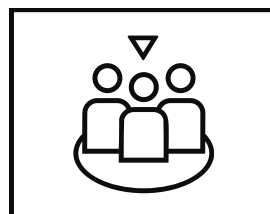
使命は本会の存在意義であるため、第2期計画の使命を踏襲し、地域住民・福祉団体・関係機関・その他多様な関係者と協働して、誰もが安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会『あさか』の実現」を目指し、地域福祉推進の中核的団体としてのリーダーシップを発揮します。

経営理念

本会は、この使命を達成するため、以下の経営理念に基づき事業を展開します。



- ① 地域住民を主体とした
「ともに生きる豊かな
地域社会」の実現



- ② 多様なニーズに応じて
人格と個性を尊重した
(誰一人取り残さない)
福祉サービスや包括的
な支援体制の実現



- ③ 地域生活課題に基づく
新たな事業への
取り組み



- ④ 持続可能で責任ある
組織経営

経営理念としての具体性・主体性を表すため、市区町村社協経営指針が掲げる理念と前期計画までの理念のサブタイトルとして記載されていた内容を引用し、より経営を意識した事業展開を行うために4つの経営理念を設定しました。

運営方針

本会は、この経営理念に基づく以下の運営方針により経営を行います。

01

コミュニティソーシャルワークの実践

地域福祉推進団体としての専門性を発揮するため、日常の業務と地域福祉活動を結びつけ、地域福祉を総合的に推進するコミュニティソーシャルワークを実践します。

02

開かれた組織

地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

03

プラットフォーム機能

事業の展開にあたって、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底し、プラットフォームとしての役割を発揮します。

04

経営意識

事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。

05

法令遵守

すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

第2期計画で記載を省略した運営方針については、経営理念に基づいた事業を行うための指針となるものが必要であると考え、具体的な経営の方向性として、1期の内容を加筆修正し、日常業務と地域福祉活動を結びつけたコミュニティソーシャルワークの実践や、運営の透明性・中立性と情報公開、事業の効果測定、事業評価、法令遵守等について再度明記しました。

第4章 | 計画の内容

第1節 重点目標・重点項目

本会は、使命を達成するため、経営理念に基づく運営方針に従って経営を進める上で、地域福祉推進の活動をより実効性のあるものにするため、以下の重点目標を定めます。

また、これらを達成するため、重点項目への取り組みを積極的に行います。

	重点目標	重点項目
①	地域と共に未来を築く人材の確保・育成・定着	(1) 採用制度の見直し
		(2) 役職員研修の実施
		(3) 定着支援に向けた取り組み
		(4) キャリア形成の確立
		(5) 働きやすい職場環境作り
②	持続可能で安定した経営基盤作り	(1) 組織体制の強化
		(2) 財源についての検討
		(3) 行政とのパートナーシップ構築
		(4) 関係機関との連携
		(5) ICT技術の導入、社協版DXの推進
③	住民から見える・頼られる社協	(1) 地域福祉活動計画の推進
		(2) 福祉課題への対応、体制整備
		(3) 社協活動の理解促進、PR
		(4) 広報活動の充実

第2節 重点項目の取り組み

重点項目には、項目ごとに具体的な取り組み例を掲げ、推進にあたります。しかし、取り組み例は重点項目推進のための一例であるため、すべて実施することが求められる訳ではなく、組織体制、人員、財政状況、地域課題等を鑑みながら柔軟に対応していくこととなります。そのため、記載のない事項についても新たな取り組みとして実施することも十分考えられます。具体的取り組み例は、あくまで重点項目を推進するための手段に過ぎず、最終的には重点項目を推進することで、いかに重点目標の達成に近づけたかが重要となります。

重点目標① 地域と共に未来を築く人材の確保・育成・定着

社協が地域福祉を推進する中核機関として多様な事業を展開し、その存在意義を発揮するには、職員が組織に魅力を感じ、長く働き続ける環境を整えることが肝要です。本会においてもそれは例外ではなく、人材を「確保し」「育て」「定着」させる、より良い仕組みを考え、実践していくことに積極的に取り組んでいきます。また、本会の公共的使命を遂行するため、役員研修の実施や、職員の法令遵守の徹底を図り、開かれた組織として経営を行います。

(1) 採用制度の見直し

人材を集めるためには、既存の採用制度を抜本的に見直し、安定した確保に努める必要があります。新たな手法を取り入れるなど、時代に即した方法で採用を行います。

具体的取り組み例

- 既存の選考方法の見直し、改善の検討
(一次・二次面接、集団討論、Web面接等の実施)
- 実習生、介護等体験者、学校への積極的PR
- 仕事内容の見える化
(職員募集用パンフレット・PR動画の作成、説明会の実施、SNSの積極活用)
- 募集時期の再考(早期設定、新卒採用の強化等)

(2) 役職員研修の実施

地域福祉の未来を担う人材を育成するため、各種研修会等を実施し、組織的に職員を育てる意識を常に持ち続けます。また役員・評議員の意識醸成を図るための研修を実施します。

具体的取り組み例

- 本会人材育成指針に基づく研修の実施及びOJTの充実による人材の育成
- 定期的な役員(評議員)研修の実施
- 役員と本会職員の意見交換の場を設定(課題や懸案事項共有のため)
- 他市区町村社協の訪問・交換研修等の実施
(取組や地域住民との関わり方などの理解を深めるため)

(3) 定着支援に向けた取り組み

職員が社協の仕事にやりがいを見つけて、長く働き続けるためには、定着支援に向けた方策について検討する必要があります。あらゆる可能性を考え新たな手法を実施するなど、定着に繋がる取り組みを行います。

具体的取り組み例

- 臨時職員の定年延長や短時間雇用制度を導入（多様な働き方を推進）
- 業務意向調査（希望職種等）や、職員アンケートの実施
- 人事考課制度導入の検討（能力考課、業績考課等）、階層別面談の実施
- 職員のスキル向上、モチベーションアップのための資格取得の支援

(4) キャリア形成の確立

組織的にキャリアアップと自己実現を後押しするとともに、働きながらキャリア形成を確立できるよう支援します。

具体的取り組み例

- 目標設定シートの実施、活用
- 職員のキャリアアップを目的とした階級別内部研修の実施
- キャリアデザイン研修を定期的に行い、ワークライフバランスがとれた職場環境の整備
- 専門職を育成
（福祉総合職員を専門職と総合職に分割、選択的キャリア形成の実現）
- 業務意向調査（資格を活かした業務希望等）の実施

(5) 働きやすい職場環境作り

誰もが働きやすい職場を目指して環境作りに取り組みます。また、プライベートの充実の仕事への活力となるため、仕事と私生活の調和の取れた働き方を実践します。

具体的取り組み例

- 育児・介護休業取得の促進
（各種休暇・休業取得職員の業務を担う職員への支援体制、欠員が生じた部署への応援体制の構築）
- 休暇を取得しやすい雰囲気づくり・職場風土の醸成、新たな休暇の創出
- DX化と連動した業務効率化による、時間外労働・過重労働の是正
- ワークライフバランスやメンタルヘルスに関する研修の実施
- 職員が考える「働きやすい職場宣言」の策定

重点目標② 持続可能で安定した経営基盤作り

地域福祉を推進する団体として、機構改革や安定的な財源の確保などを行い、組織基盤をより強固なものにします。また、複雑化した情報化社会に対応するため、ICT技術を積極的に導入し、安定した経営を行うとともに、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を発揮できるよう、関係機関と連携を図りながら地域課題の解決に取り組みます。

(1) 組織体制の強化

多様な福祉ニーズに柔軟に対応するため、定期的に業務の見直しを行い、必要に応じて組織改編や機構改革により組織体制を強化し、地域に開かれた組織としての透明性の確保と、緊急時における安定的、継続的な法人運営に努めます。

具体的取り組み例

- 事業計画に基づく安定的・継続的な事業展開、事務事業評価の実施
- 災害時を想定した訓練の実施
- 事務分掌の見直し・再構築（業務の重複や偏りの是正）、機構改革の実施、指定管理事業・委託事業の見直し
- 理事会・評議員会の活性化、理事・評議員の選任会議の創設（候補者のリストアップ）

(2) 財源についての検討

財政状況を分析し、財源の確保と用途を一体的に捉え、持続可能な経営ができるよう努めます。また、魅力ある社協として、本会のPRや事業への理解促進などの情報発信についても併せて取り組みます。

具体的取り組み例

- 定期的な財源検討会議や研修会の開催等による財政状況の分析、職員の理解促進
- SDGsを意識した、省エネルギー・省資源（ペーパーレス等）による経費削減への取り組み
- 規程に基づく柔軟な資金運用の実施
- 地域福祉活動計画と連動した財源確保に向けた取り組み
- 協力者・支援者の拡大のため、寄付・会費の意義や用途の明確化

(3) 行政とのパートナーシップ

朝霞市の重要な福祉施策を担う組織として、本会の目指す姿を明確にし、地域福祉の推進について行政とも協議を重ね、認識を共有していく必要があります。また、多様な運営主体が参入するなか、今後も本会が指定管理事業・委託事業・補助事業などを安定して受託することができるようパートナーシップについて検討します。

具体的取り組み例

- 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的推進
- 本会の強みや特色、事業、サービスなどの積極的発信、専門性の強化
- 本会執行部と行政担当課による定期的な連絡調整会議の実施、政策提言
- 職員の交換研修の実施

(4) 関係機関との連携

社協は住民や地域の関係者・団体による協議体組織であることを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、あらゆる主体が連携・協働して地域課題の解決にあたっていくことが求められます。そのため、日頃から関係機関との連携を密にし、地域課題への対応にあたります。

具体的取り組み例

- 組織全体で関係機関との連携強化・情報共有
- 地域福祉活動計画推進に伴う関係機関とのネットワーク構築、プラットフォーム機能の展開
- 医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育など福祉にとらわれない幅広い分野との連携・協働

(5) ICT技術の導入、社協版DXの推進

複雑化、多様化する情報化社会に対応するため組織の変革は急務です。朝霞社協版DXを推し進めるなど、先駆的な取り組みを行い業務効率を高めることで、各職員が社協の本来業務である地域福祉推進に率先して取り組める体制を整えます。

具体的取り組み例

- 社内グループウェアやクラウドの組織的活用による情報共有と業務効率化
- ICT技術の導入、DX推進のための予算の確保
- ワークフロー、人事・勤怠管理の電子化
- 組織内のリモート会議、理事会・評議員会のオンライン会議の促進
- 専門職の育成・確保、デジタルスキルを習得する研修会等への参加、デジタル推進担当の創設

重点目標③住民から見える・頼られる社協

運営の透明性と社協活動の理解促進に努め、日頃から頼られる社協を目指して、積極的な広報活動を行い、住民に見える・必要とされる組織作りを行います。また、地域福祉活動計画や日常業務を通じて、地域福祉を総合的に推進するコミュニティソーシャルワークを実践し、組織一丸となって福祉課題に対応します。

(1) 社協活動の理解促進、PR

社協への理解が財源の確保や協力者の増加に繋がります。そのため、地域住民、関係機関に社協の取り組みを知ってもらうため、多様なツールを活用し、積極的な発信を行います。

具体的取り組み例

- 各種事業や出前講座、地域イベントでの社協のPR促進・事業説明
- マスコットキャラクターを活用したPRの実施
(るくるん着ぐるみ使用要綱の見直し)
- 福祉教育の取り組み、ボランティアセンター機能の強化
- ホームページ担当制の創設や全職員が主体的に取り組む制度の構築による広報機能の充実
- 世代に合わせた効果的な広報媒体・手法の検討
(多様なSNSを活用した情報発信の検討)

(2) 福祉課題への対応、体制整備

複雑化する福祉課題に対して、社協一丸となって取り組めるよう体制整備を行います。

具体的取り組み例

- 社会福祉協議会基本要項2025に基づく社協事業の実施
- 障害・児童・高齢等の各指定管理事業の受託やネットワークを活かした地域課題への取り組みと組織運営
- 職員全員がコミュニティソーシャルワークの理解を深め実践するための意識醸成
- コミュニティソーシャルワーク機能を活かした個別支援と地域支援の一体的展開
- アウトリーチによる相談や出張相談会の実施

(3) 地域福祉活動計画の推進

地域住民や関係機関・団体などが互いに協力して、福祉に関わる問題の解決を目指すための計画である地域福祉活動計画の実効性を担保するため、職員が一丸となって取り組む必要性を明記し、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」の実現に向けた取り組みを後押しします。

具体的取り組み例

- 課所長会議（執行部会議）において活動計画の各部署の進捗（取り組み）を確認
- 各部署において活動計画の進捗状況の確認、研修（学び）、業務との紐付けの徹底
- 地域福祉活動計画への共通理解・意識の醸成
- 職員全員がコミュニティソーシャルワークの理解を深め実践するための意識醸成※再掲③ー（2）

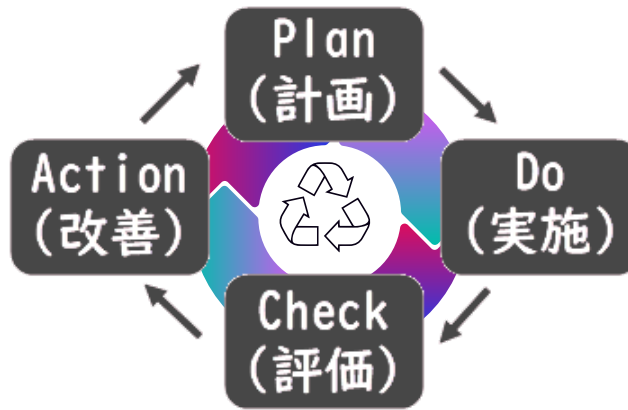
(4) 広報活動の充実

必要な情報が届くよう、本会の様々な媒体を活用して広報活動を充実させます。

具体的取り組み例

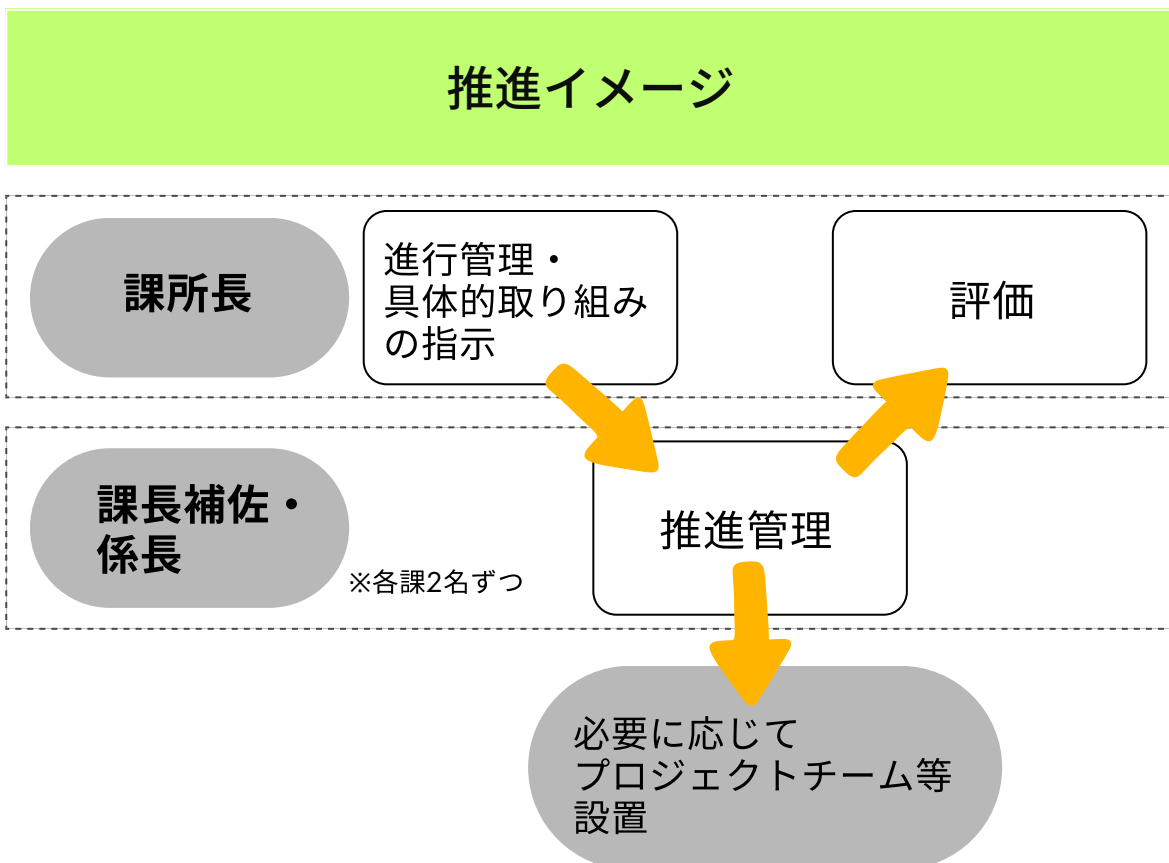
- 世代に合わせた効果的な広報媒体・手法の検討
（多様なSNSを活用した情報発信の検討）
※再掲③ー（1）
- 広報効果の検証・共有（情報入手経路・広報紙配布状況の分析等）、
新たな配布ルートの開拓
- 各管理運営施設発行のおたより等の充実
- 魅力ある広報紙面の構成（コラム、原稿、福祉制度等）の検討
- 「広報あさか」の配送方法を利用した紙媒体の全戸配布の検討

第5章 | 進行管理



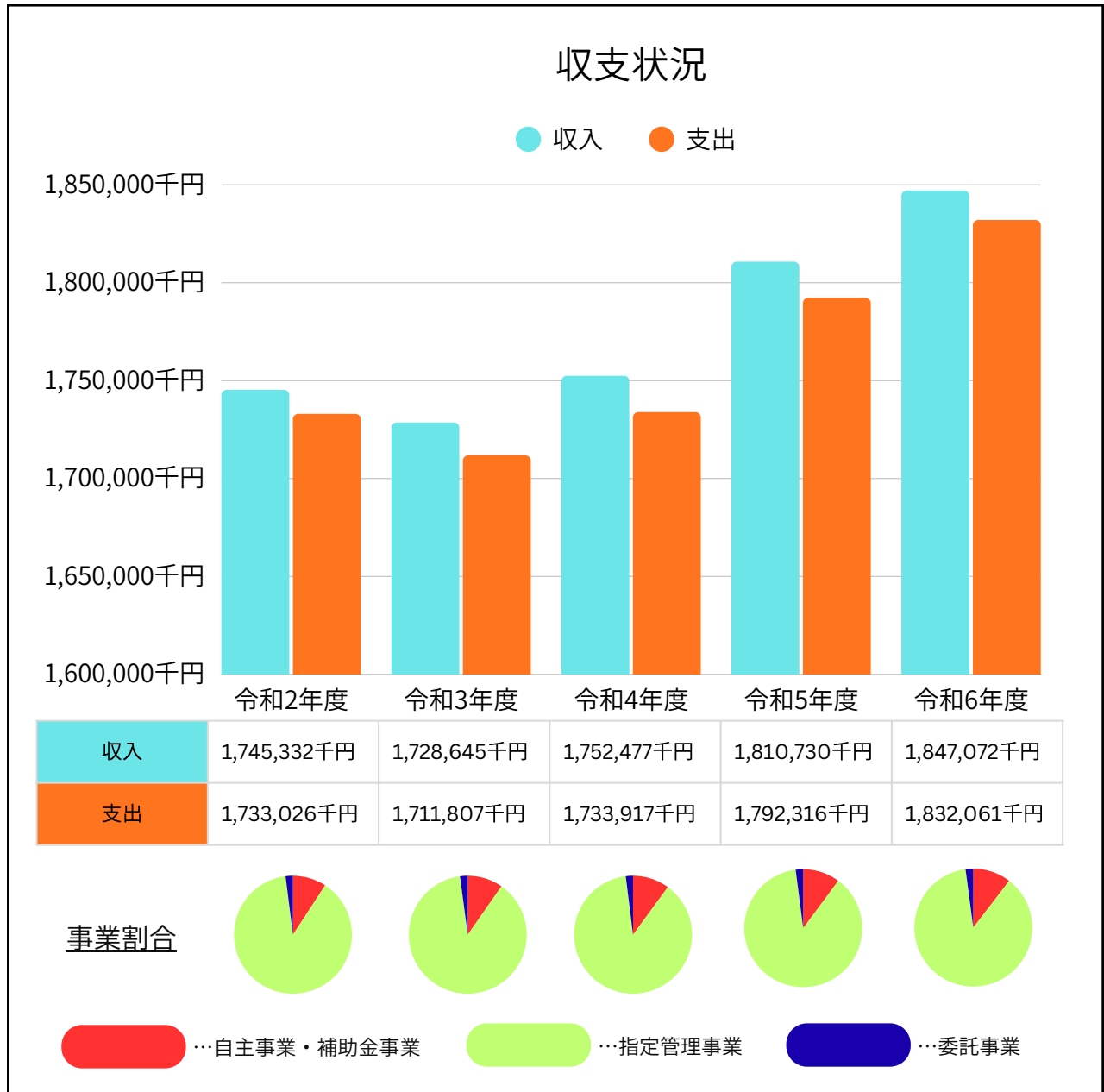
進行管理はPDCAサイクルにより行い、年度毎に各重点目標がどの程度進展したか、また、重点目標に含まれる重点項目に対してどの程度取り組みが実施されたかを評価します。

推進体制



第6章 | 資料

第1節 数値で見る朝霞市社協

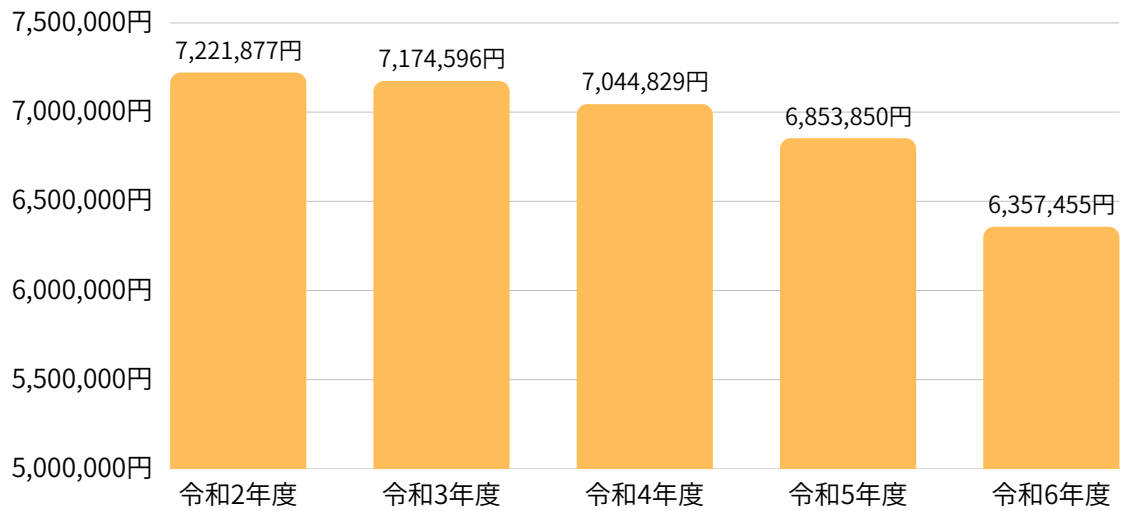


収入支出額に占める大半は指定管理料です。科目としては人件費が年々増加しており、比例して総額も増加傾向にあります。

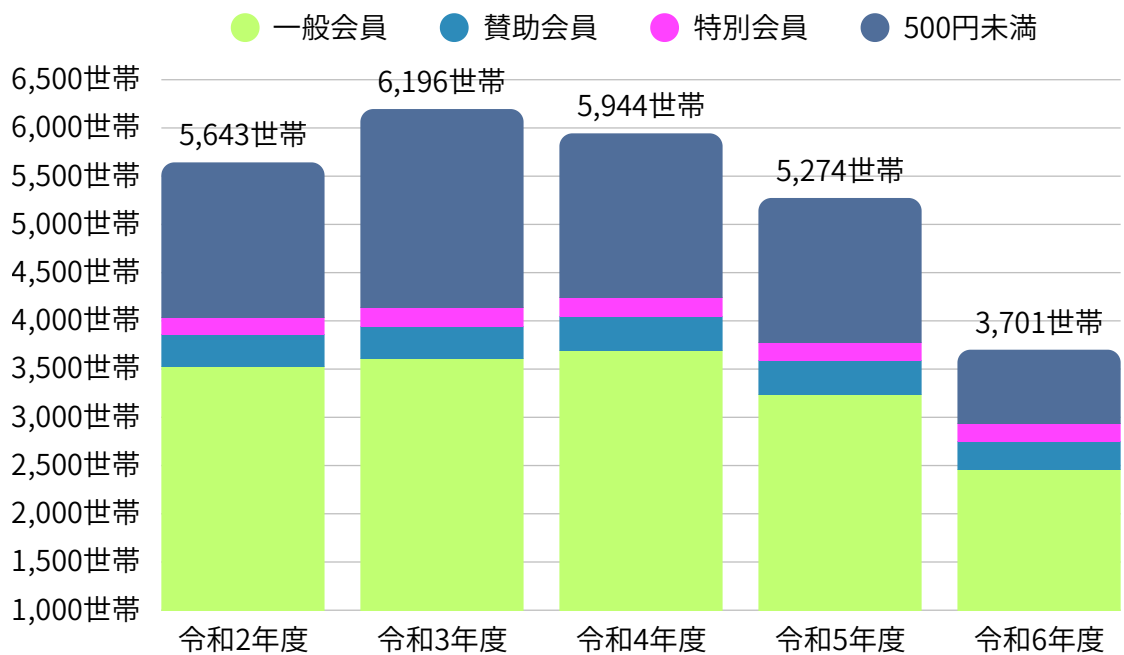
本会は、朝霞市から「高齢」「障害」「児童」と多岐にわたる指定管理及び委託を受けており、一体的に事業展開できることが強みです。

一方で、今後も継続して受託できるかが今後の課題となります。

会員会費額

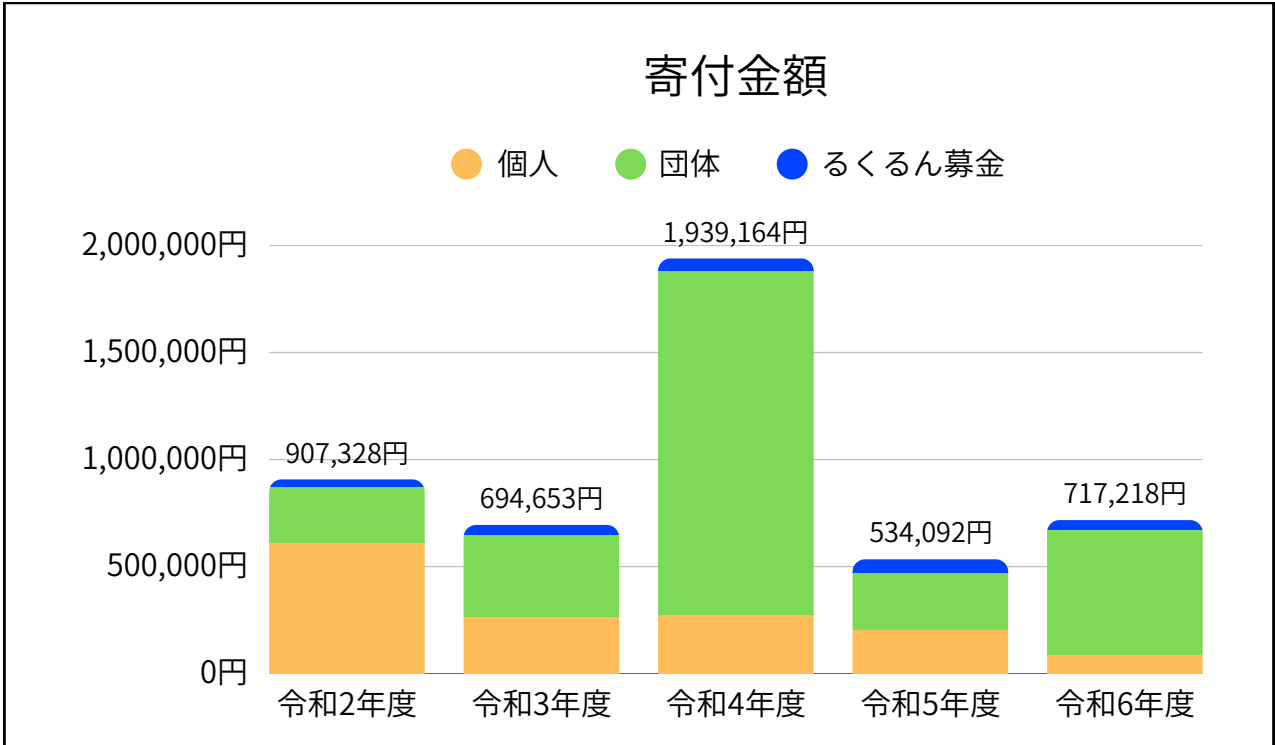


会員世帯数

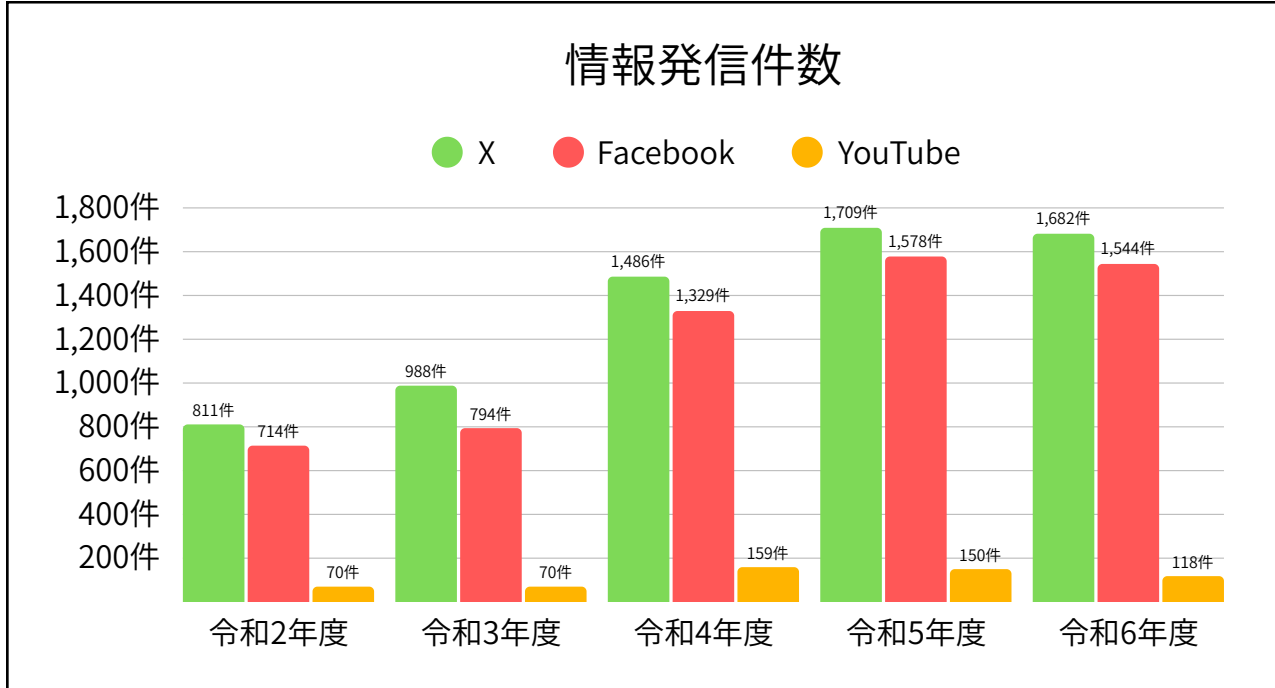


500円未満	1,610世帯	2,058世帯	1,705世帯	1,498世帯	769世帯
特別会員	177世帯	192世帯	195世帯	190世帯	178世帯
賛助会員	330世帯	339世帯	354世帯	346世帯	294世帯
一般会員	3,526世帯	3,607世帯	3,690世帯	3,240世帯	2,460世帯

会員会費額は年々少しずつ減少傾向にあり、世帯数も共に減少しています。町内会・自治会の加入率も下がっており、寄付金と併せて新たな取り組みを模索するなど、財源についての検討が必要となっています。

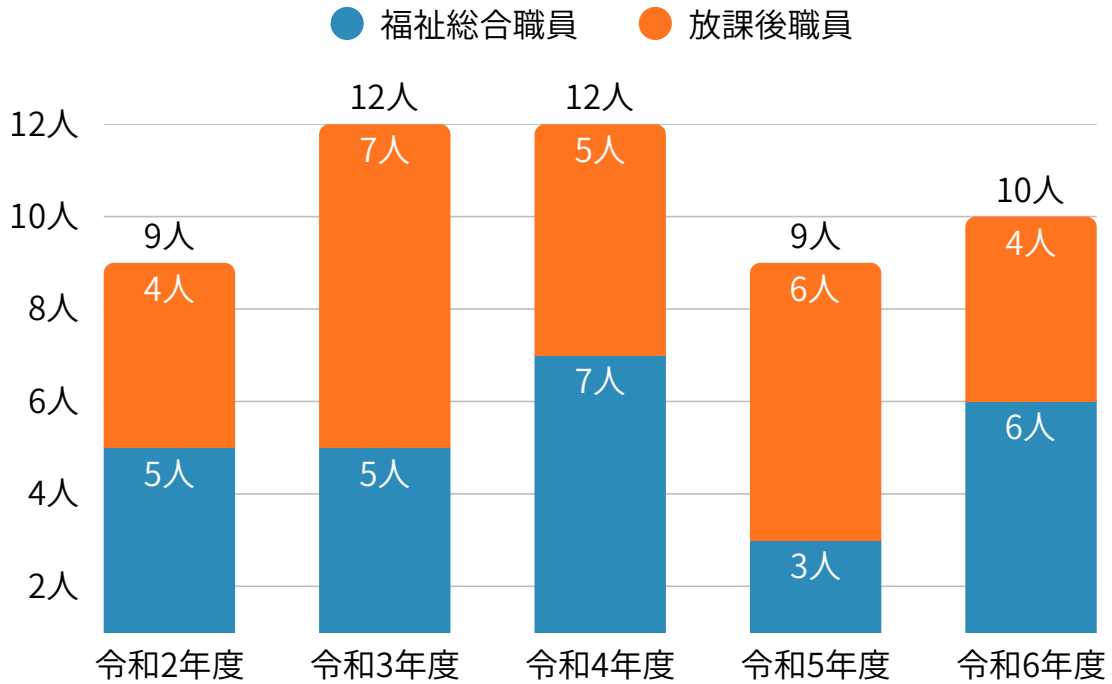


寄付金額は年度によって大きな差があり、見込みが立てにくい状況にあります。用途の明確化や、SNS等さまざまな広報媒体を活用した寄付活動の取り組みが必要です。



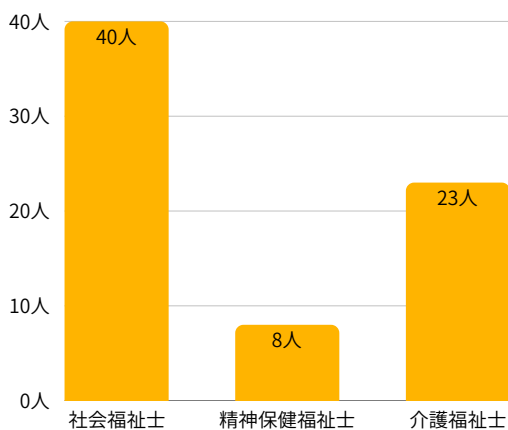
各部署にて投稿数の目標値を設定するなど、積極的な情報発信に努めました。その結果、令和6年度は減少しましたが、相対的にみて年々増加傾向にあります。またYouTube公式チャンネルの登録者数は5,000人を超え、県内社協では突出した数字になっています。

新規採用職員数

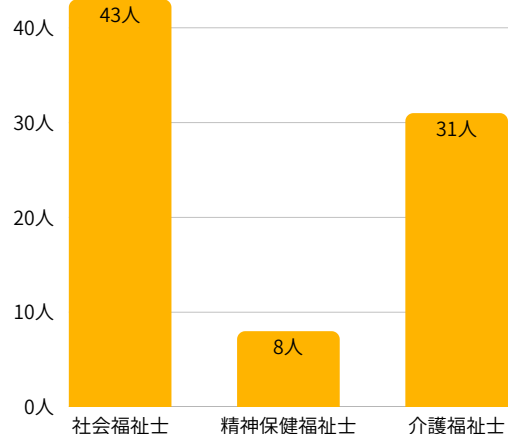


採用については予算上の定数があることから、定年や自己都合による退職などによって欠員が生じた際に補充を行っています。人材の確保だけにとらわれず、育成から定着支援に向けた一体的な取り組み体制の整備が必要となります。

資格取得状況（令和2年3月）



資格取得状況（令和8年3月）



有資格者の採用を定期的に行っており、年度により増減はあるものの、5年前と比べて微増となっています。今後は専門職の導入などを検討する必要があります。

第2節 策定のあゆみ

■ 発展・強化計画推進委員会・策定部会会議開催状況

推進委員会	策定部会	回数	開催日	内容
○		第1回	令和6年 6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期発展・強化計画策定について ・第3期発展・強化計画策定部会員の選出について
	○	第1回	令和6年 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールの確認 ・第3期発展・強化計画策定について
	○	第2回	令和6年 8月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定に伴う課所長の意見集約について ・策定の流れ
	○	第3回	令和6年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画セミナーの報告について ・策定の流れ
			令和6年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・課所長に本会環境分析について依頼
			令和6年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・課所長による本会環境分析の回答受領
	○	第4回	令和7年 6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・他市社協計画報告 ・環境分析シートについて①
	○	第5回	令和7年 6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境分析シートについて② ・第3期中期経営計画の内容について ・第2期発展・強化計画の評価①
	○	第6回	令和7年 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境分析シートについて③

推進委員会	策定部会	回数	開催日	内容
	○	第7回	令和7年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境分析シートについて④ ・課題克服のための具体的方法の検討 ・第2期発展・強化計画の評価②
	○	第8回	令和7年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画策定について① ・環境分析シートについて⑤ ・第2期発展・強化計画の評価③
	○	第9回	令和7年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画策定について② ・素案の検討①
	○	第10回	令和7年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画策定について③ ・素案の検討② ・第2期発展・強化計画の評価④
	○	第11回	令和7年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画策定について④ ・第3期中期経営計画の構成の検討 ・重点目標、重点項目の検討
			令和7年11月20日	総務・財政委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画（案）報告
			令和7年11月26日	執行部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画（案）を提示
	○	第12回	令和7年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画策定について⑤
			令和8年1月19日	課所長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期経営計画（案）の修正①
○		第1回	令和8年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期発展・強化計画の評価 ・第3期中期経営計画（案）を報告

■ 朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画推進委員会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	部 会				備 考
				組 織	人 材	財 政	策 定	
1	総務課	課長補佐	堀内 義典				○	委員長
2		総務係長	井桁 文哲		○		●	
3		施設管理係長	安田 宏典	●				
4	高齢者・ 児童福祉課	課長補佐	栗原 智行	○			○	副委員長
5		高齢者福祉係長	板垣 聡志	○			○	
6	あさか 福祉作業所	所次長	横山 賢臣			●		
7		就労支援係長	浅見 智子		○			
8		生活支援係長	川村 信吾		○		◎	
9	はあとぴあ 福祉作業所	所次長	古谷 敦		●			
10		就労支援係主査	高橋 瑞穂			○		
11		生活支援係主査	鳥居 文子			○	○	

【任期：令和5年5月25日～令和8年3月31日】※役職は令和8年3月1日現在

●部会長 ◎副部会長（策定部会のみ）※策定部会は、組織・人材・財政の各部会から選出

第3節 社会福祉協議会基本要項2025

社会福祉協議会基本要項 2025 抜粋

前 文

1. 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定にあたって

- 社会福祉協議会(以下、社協)は、明治 41(1908)年設立の中央慈善協会を源流とし、昭和 26(1951)年、全国および都道府県社協が法制化された。その後、活動の基盤となる市町村社協の設置が全国で進み、昭和 58(1983)年に市町村社協が、平成 2(1990)年に指定都市の区社協が法制化された。
- 昭和 37(1962)年に社会福祉協議会基本要項、平成4(1992)年には新・社会福祉協議会基本要項を策定し、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示した。いずれも「住民主体」を掲げ、各社協では、これらをもとに地域福祉を推進してきた。
- 平成 12(2000)年以降は、累次の社会福祉(事業)法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大した。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化している。
- このような状況を踏まえ、全国社会福祉協議会(以下、全社協)では、令和 5(2023)年 8 月に地域福祉推進委員会に基本要項検討委員会を設置し、新たな基本要項の検討を開始した。
- 検討にあたっては、基本要項ならびに新・基本要項の前文にある「現実に即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐこととした。加えて、新・基本要項策定以降の社会・経済の変化とともに、今後の変化も見据え、社協の方向性を示すこと、また、各社協の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあって、全国の社協の役職員が共有できる新たな基本要項を示すことをめざして検討を行った。
- 我が国の社会・経済の変化がさらに進むものと想定されるなかで、基本要項 2025 は、適宜見直しを検討することとする。

2. これからの社会福祉協議会に求められる役割

(1) その人らしい暮らしを地域で支える

- 誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、社協は、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者とともに、継続的な支援を行う必要がある。
- 社協は、住民のニーズに基づき、配食サービスやふれあいいいきサロン、小地域ネットワークによる見守り活動などを住民や地域の関係者とともに生み出してきた。

- これらは、住民のニーズから発した、一人ひとりの生活を支える仕組みであると同時に、地域生活課題への気づきと共感に基づいた、住民による主体的かつ開発的な実践である。また、在宅福祉サービス等についても、住民のニーズを起点とする実践を経て制度化されたものである。
- 社協は、今後、社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、その人らしい暮らしを地域で支えるためのさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要がある。
- また、社協は、さまざまな活動・事業を通じて住民に働きかけ、人と人とのつながりや「ここに居ていい」と感じられる居場所づくりに取り組んできた。それは、こうした活動が、孤独・孤立を防ぎ、生活に安心感や楽しみ、生きがいをもたらすからであり、「豊かな地域社会」への道筋に連なっているためである。
- 孤独・孤立はさまざまな地域生活課題に共通する背景要因となっており、家族や地域、職場などにおける人間関係の希薄化が指摘されるなか、社協は住民や地域の関係者とともに「つながりづくり」のために取り組みを重ねる必要がある。
- あわせて、差別や偏見、社会的排除を放置することなく、多様性を尊重する包摂的な地域づくりに向けて、福祉教育の取り組みを進めることが重要である。

(2)住民主体の地域づくり

- 社協はこれまでも、住民主体の地域づくりに向け、住民や地域の関係者が地域生活課題を協議し、協働しながら解決に取り組むことを支援してきた。
- 社協が行う個別支援は、こうしたコミュニティワークの実践が基盤となって展開されるものであり、個別支援と地域づくりの連動・循環を意識した取り組みが求められる。
- 社協は、引き続き、住民の参加を働きかけ、支え合いや地域づくりに向けた取り組みを促進していく必要があり、これらの取り組みを通じて、住民が主体的に関与し、協力しながら持続可能な地域社会をつくるという、自治の営みを地域福祉の側面から支えることが重要である。
- しかし、近年、多くの地域で自治会・町内会の加入率の低下、地区社協等の地域福祉推進基礎組織や民生委員・児童委員の担い手不足が課題になっているほか、社協に登録するボランティア活動者数の減少傾向がみられる。価値観の多様化やライフスタイルの変化のなかで、地域活動に参加すること自体のハードルが高くなっているとの指摘もされている。
- 一方で、興味や関心を共有するゆるやかなグループやオンライン上でのつながり、さまざまな「生きづらさ」を抱える当事者同士のつながりなどが増えつつある。また、福祉分野に限らず、まちづくりや社会課題の解決に関心を持つ若い世代が増え、SDGsを意識した企業の社会貢献活動も広がっている。
- 今後は、より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれて

くるような働きかけが重要であり、地縁を基盤とした組織だけでなく、個人が自分の意思により、参加したいと思えるような多様なグループとの出会いやつながる場づくりに取り組んでいく必要がある。

- その際、地域生活課題の広がりや住民の関心の多様化を踏まえ、あらゆる分野の関係者と連携・協働することが求められる。
- こうした多様なつながりが重層的につくられていくことが、人と地域の内発的な力を引き出し、住民主体の地域づくりを進める基盤となる。

(3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす

- 少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えてさまざまな地域生活課題が広がっている。
- こうした社会の変化を受け、国においては、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における生活支援体制整備事業の創設、成年後見制度の利用促進、さらには包括的支援体制構築のための方策として重層的支援体制整備事業を法定化するなど地域福祉の施策化が進んでいる。
- これらの施策においては、住民の主体的な取り組みやボランティア・NPOの役割発揮が期待されているところである。
- 一方で、住民主体の活動は、制度や公的なサービスの補完・代替を目的とするものではなく、住民の意思や選択が尊重されるべきものである。社協は、住民や地域の関係者との対話や協議を通じて、住民主体の意義や重要性を共有していく必要がある。
- そのうえで、社協は、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げるなど、協議体としての組織特性を地域福祉に活かすことが求められる。

(4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

- 国は、地域共生社会の実現を掲げ、都道府県・市町村において、包括的支援体制の構築を進めている。社協は地域福祉(支援)計画の策定に積極的に参画するとともに、住民や地域の関係者、行政等それぞれの主体が役割を果たしつつ、連携・協働できるよう、地域福祉の共同運営に力を発揮する必要がある。あわせて、行政とのパートナーシップを築き、両輪として地域福祉を進めていくことが求められる。
- その際、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉を推進することを目的とする団体として、当該地域における地域福祉全体の予算の拡充を図るとともに、法人運営の基盤となる公費の確保を進めることも必要である。
- 地域福祉の施策化のなかで各種の事業が社協に委託される場合も増えている。行政との協議にあたっては、これらの事業をどのように地域福祉の推進に活かすのか、全体構想や戦略を持って行政に提案し、事業を企画・実施することが求められる。
- また、住民や地域の関係者による協議をもとに、行政に対して制度等を提案するほか、

社会資源の創設・改善に取り組むなど、ソーシャルアクションを強化する必要がある。

- 加えて、災害が頻発化・大規模化するなか、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営をはじめ、災害時の福祉支援における行政との連携による社協の役割発揮が求められている。

3. 社会福祉協議会基本要項 2025 の具体化に向けて

- 加速する社会・経済の構造的な変化のなかで、誰もがその人らしく、安心して暮らすことのできる地域社会を、それぞれの地域特性にあわせていかに実現していくか、今、大きな岐路にある。
- NPO や企業、各種団体など、多様な主体が地域福祉の活動・事業に参入しているなか、社協は、これまで以上に開かれた組織として、住民や地域の関係者の力を集め、公私協働の要として真価を発揮する必要がある。
- あわせて、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらう努力を重ねる必要がある。
- 基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針である。我々社協の役職員は、基本要項2025を活用し、各社協がめざすビジョンや役割を明らかにして、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進する。
- また、全国ネットワークとして、市区町村社協、都道府県・指定都市社協、全社協は、相互に協力しながら、基本要項 2025 を踏まえた具体的な実践を進めることとする。

I. 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

(1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

- 「ともに生きる豊かな地域社会」とは、「住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会」（「全社協福祉ビジョン」）である。
- 社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民や地域の関係者と協働して活動・事業を進めている。
- ここでの「地域の関係者」は、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織（自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設・事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、行政（福祉以外の部局も含む）、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指す。

(2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
 - ②住民のニーズに基づくこと
 - ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること
- である。

- ここでの「住民」とは、「生活の主体」として自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。また、地域づくりの主体であり、行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」である。
- なお、「住民」には、その地域に居住している人だけではなく、在勤・在学者等を含むものとしている。
- 「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごととはもとより、「誰かの役に

立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことを示している。

- 社協は、とくに、自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努める。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進める。
- 社協の活動・事業は、住民の主体形成と組織化を基礎として展開される。主体形成とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取り組みである。
- また、組織化とは、協議や協働の促進、連絡調整（コーディネート）、社会資源の開発等を含む一連の取り組みである。
- こうした主体形成と組織化を通じて住民や地域の関係者の取り組みが生まれ、継続的な活動へと発展していく。社協はこの一連のプロセスに伴走し、住民や地域の関係者の連携・協働による地域福祉を推進する役割を担う。

2. 社会福祉協議会の組織

(1) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

- 社協は住民、住民組織、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することによって成り立っている。
- 住民が参画する組織であることが社協の特徴である。その象徴的な仕組みである住民会員制度は、社協の活動・事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度であり、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置づけられる。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ① 住民や地域の関係者による協議体組織
- ② 地域福祉を創造する運動体組織
- ③ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④ 公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

①住民や地域の関係者による協議体組織

- 社協は、地域福祉の協議体組織であり、その活動・事業は、事務局だけで進めるのではなく、住民や地域の関係者の協議と参画のもとに展開される。

- 協議体としての組織特性は、運動体や事業体としての特性を発揮するうえでの基盤となる。

②地域福祉を創造する運動体組織

- 社協は、運動体組織として、住民や地域の関係者と地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組む。
- また、めざす地域社会の姿を住民や地域の関係者とともに描き、その実現に向けて、既成概念にとらわれることなく、柔軟で開発的な取り組みを進める。

③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織

- 社協は、住民や地域の関係者と協議し、地域生活課題の解決に向けて、求められる活動・事業を企画・実施する事業体組織である。

④公共性と公益性を有する民間非営利組織

- 社協は、開かれた組織として、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ（公共性）、広く社会の利益にかなう活動・事業を進める（公益性）。
- 住民や地域の関係者の協議に基づいて、必要な活動・事業を決定し、また、自主的・自律的な経営を行う民間非営利組織である。
- 会費や寄付、公的財源をもとに活動・事業を行う組織として、経営の透明性を確保し、法令順守を徹底する。

⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 社協は、地域福祉を推進するため、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に設置された、唯一の全国ネットワーク組織である。
- 社協は、そのネットワークの強みを活かし、相互に協力し、実践を高め合うとともに、連携して活動・事業を展開する。

3. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進める。

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則

①住民ニーズ基本の原則

- 社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

②住民活動基盤の原則

- 社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

④民間性の原則

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

⑤連携・協働の原則

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

⑥専門性の原則

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

II. 社会福祉協議会の機能

1. 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援
- ⑤権利擁護
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。
- 住民や地域の関係者の「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」という声を受け止め、誰もが活動に参加できるよう支援する。

②組織化、連絡調整

- 住民や当事者、地域の関係者が対話や協議をする場をつくるとともに、協働による取り組みを促進するなど組織化を図る。
- 地域生活課題の解決や包摂的で持続可能な地域づくりのため、多様な主体間の連絡調整(コーディネート)を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

③福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 住民のニーズや地域の社会資源、福祉活動・事業の状況を幅広く捉え、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。また、多様な主体が行う福祉活動・事業への支援や連携を通じて、その量と質の充実を図る。
- 地域において欠かすことのできない介護サービス・障害福祉サービス等を地域の実情に応じて実施するほか、行政や地域の関係者と連携し、サービス提供体制の維持を図る。

④相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を行う。

⑤ 権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携して行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や地域の関係者とともに地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、住民や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑦福祉教育の推進

- すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活のなかでともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む福祉教育を推進する。
- 住民や地域の関係者が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流、ボランティア活動などを通じた学びの場を提供する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するための広報・啓発活動を行う。

⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域福祉の活動者を育成する。
- 地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

⑨災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営により、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP(事業継続計画)を作成する。

⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

2. 都道府県社会福祉協議会の機能

都道府県社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①市町村社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨福祉人材の確保・育成・定着支援
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施

①市町村社協の支援と協働

- 市町村社協の情報共有や協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 市町村社協が、それぞれの地域の実情に応じた活動・事業を展開できるよう、連絡調整、共同研究の実施、市町村社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の市町村社協では実施が難しい場合や、市町村域を越えて対応することが必要な課題に対して、複数市町村社協の共同による事業を支援するほか、市町村社協と

共同による事業を行う。

②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 都道府県域での活動者(団体)のネットワークづくりや研修等を通じて住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

③組織化、連絡調整

- 民生委員児童委員協議会、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等の連絡調整(コーディネート)を行うとともに、相互の協議や連携・協働を促進し、広域的(都道府県域、ブロック圏域)な地域生活課題の共有、解決に向けた取り組みを行う。
- 福祉やその他関連分野の団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整(コーディネート)を行う。
- 福祉の事業や活動を行う者に対し、サービスや活動の質の向上、地域のニーズに応じた事業展開に向けて情報提供や支援を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

④福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 広域的(都道府県域、ブロック圏域)に対応すべき地域生活課題の解決のため、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。
- 市町村域における福祉活動・事業を推進する基盤づくりを支援する。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、新たな取り組みを提案するなど、福祉活動・事業の実施を支援する。

⑤相談支援

- 生活に困難を抱える人の支援に向けて、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、貸付を含む各種相談支援を行う。
- 市町村社協がそれぞれの地域の実情に応じた相談支援ができるよう、情報提供や研修の実施、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。

⑥権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- 単独の市町村社協では実施が難しい場合や、広域的に対応することが必要な場合、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、権利擁護を行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者との広域的なネットワークを構築し、市町村

における総合的な権利擁護の体制整備を支援する。

- 福祉サービスの質の向上や適切な利用の促進等を通じて福祉サービス利用者の権利擁護を推進する。

⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉支援計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や市町村社協、地域の関係者とともに都道府県域の地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。また、市町村域における地域福祉活動計画の策定を支援する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、市町村社協や地域の関係者と対話や協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑧福祉教育の推進

- 福祉教育に対する住民や地域の関係者の理解を促進するとともに、都道府県域のプラットフォームを構築し、情報提供や研修等を通じて、市町村社協における福祉教育の推進を支援する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するために、都道府県域の広報・啓発活動を行う。

⑨福祉人材の確保・育成・定着支援

- 研修や資格取得支援等を通じて福祉従事者、活動者の育成、資質向上を図る。
- 福祉の仕事に関する情報提供、職業紹介等を行うほか、福祉施設・事業所と連携・協働し、職場環境の整備を促進することで、福祉従事者の確保、定着支援を図る。
- 福祉の仕事の魅力を伝える取り組みなどを行い、福祉を担う人材の裾野を広げる。

⑩災害時等の支援

- 市町村社協や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営支援や広域調整、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP(事業継続計画)を作成する。
- 発災時には、行政や関係機関と協働し、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣の支援、被災地の社協、福祉施設への支援等に必要な連絡調整を行う。

⑪福祉の財源確保および助成の実施

- 都道府県域の福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 都道府県共同募金会と連携し、共同募金運動および歳末たすけあい運動が住民主体の地域福祉実践として推進されるよう、市町村社協への支援を行うとともに、都道府県域における寄付文化の醸成を図る。

■ 参考文献

- 全国社会福祉協議会 「市区町村社協中期経営計画策定の手引き」(令和5年3月)
- 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会 「市区町村社協経営指針」(令和2年7月)
- 全国社会福祉協議会 「社会福祉協議会 基本要項2025」(令和7年3月)
- 全国社会福祉協議会 「NORMA」(2025. 4&5月号、7月号)

朝霞市社会福祉協議会 第3期中期経営計画

令和8年3月

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

〒351-8560

埼玉県朝霞市大字浜崎51番地の1

T E L : 048(486)2479

F A X : 048(486)2480

ホームページ : <https://www.asaka-shakyo.or.jp>



ホームページ